

グリーン住宅ポイント対象住宅の要件

所有者が自ら居住する住宅

- (1) 注文住宅の新築 所有者となる方が、新たに発注（工事請負契約）するもの
- (2) 新築分譲住宅の購入 所有者となる方が購入（売買契約）する新築住宅

※売買契約締結時点において、完成（完了検査済証の発出日）から1年以内であり、人の居住の用に供したことの無いもの

賃貸<全ての住宅が賃貸用である共同住宅等が対象>

- (3) 賃貸住宅の新築 所有者となる方が施工者に工事を発注（工事請負契約）して新築する賃貸用の共同住宅等

※2戸以上の住宅を有すること、分譲住宅や所有者の居宅が含まれる建築物、店舗併用の建築物は対象外

対象住宅の契約時期等

対象住宅	契約時期	完了報告期間 (工事完了前にポイント発行申請をする場合)
新築：注文住宅	令和2年12月15日から令和3年10月31日までの期間内に工事請負契約を締結したもの	令和3年6月以降～令和4年4月30日まで
新築：分譲住宅 (共同・戸建)	令和2年12月15日から令和3年10月31日までの期間内に工事請負契約を締結したもの	10階以下：令和3年6月以降～令和4年10月31日まで 11階以上：令和3年6月以降～令和5年4月30日まで
新築：賃貸住宅 (共同)	令和2年12月15日から令和3年10月31日までの期間内に工事請負契約を締結したもの	

対象住宅の性能要件

対象住宅	性能基準	その他条件
新築：注文住宅	断熱等性能等級4かつ一次エネルギー消費量等級4以上の住宅	・ 契約時に建築から1年以内、第三者が未入居の住宅 ・ 購入者等が自ら居住する住宅（申請は1人1回まで） ・ 分譲住宅の売主は、宅地建物取引業免許を有する者
新築：分譲住宅 (共同・戸建)		
新築：賃貸住宅 (共同)	建築物省エネ法に基づく住宅のトップランナー制度の賃貸住宅に係る基準に適合 ※共同住宅であること	・ 全戸がトップランナー基準で床面積40㎡以上 ・ 棟単位で申請 ・ 戸建住宅や店舗等の併用住宅は対象外 ・ ポイント利用は追加工事交換のみ ・ 2022年1月15日までの完了報告必須

※当該共同住宅等が基準省令第1条第1項第2号イ（1）に適合すること及び当該共同住宅等のBEI（設計一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）を基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）で除したものをいう。）が0.9であることをいう。